

管理者ハ道路ノ占用ニ付占用料ヲ徴收スルコトヲ得(以下省略)

第四十四條 道路ノ占用料共ノ他道路ヨリ生スル收益ハ管理者タル行政
廳ノ統轄スル公共團體ノ收入トス

本條に所謂國立公園の施設とは國立公園事業の執行に依り生じたる施設は勿論、國立公園の公用又は公共用に供せらるゝ施設は凡べて之を包含すると解すべきである。此の場合何が國立公園の公用又は公共用に供せらるゝ施設なるかは、主務大臣の認定に俟たなければならぬ。又所謂占用又は使用とは主として實際取扱上の名稱に過ぎないものであるけれども、本條に於ては之が占有を移轉するや否やに依つて兩者を區別したのである。即ち占用とは施設の占有を移轉し之が獨占的支配を爲さしむるが如き場合であり、使用とは施設の占有を移轉せずして其の使用を爲さしむるが如き場合を謂ふ。例へば道路

に電柱を建てしむる場合の如きは道路の占用であり、運動競技の爲運動場に入場するが如きは運動場の使用であると謂ふべきである。

本條は國立公園の施設の占用又は使用に關する規定なるが、國立公園の區域内の國有地の占用又は使用に付ては、一般國有地と同じく國有財産法第四條の規定の運用に依り私法關係として規律せらるゝ。斯の如く國立公園の施設と國有地とに付取扱ひを異にしたるは、國有地に付ては其の占用又は使用は稀に存するのみなるに反し、國立公園の施設の占用又は使用は其の性質上日常頻繁に行はるゝのみならず、其の施設の公共性を有することに鑑み、之を公法的に簡易敏速に處置せんが爲である。

註 國有財産法

第四條 國有財産ハ雜種財産ヲ除クノ外之ヲ讓渡シ又ハ之ニ私權ヲ設定

スルコトヲ得ス但シ其ノ用途又ハ目的ヲ妨ケサル限度ニ於テ其ノ使用
又ハ收益ヲ爲サシムルハ此ノ限ニ在ラス

第二節 占用料又は使用料の徴收方法

国立公園の施設の管理者たる行政官廳又は公共團體が、其の施設の
利用者より公法上の占用料又は使用料を徴收し得ることは前節に於
て説明したる所であるが、既に之を公法上の占用料又は使用料なりと
する以上、其の徴收方法も亦従つて公法上の手段方法に依らなければ
ならぬのは當然の事理である。即ち行政官廳が国立公園の施設の占
用料又は使用料を徴收する場合に關しては、本條第二項に於て其の徴
收方法及先取特權の順位を規定し、國の一般徴收金の立法例に倣ひ、國
稅徴收法の例に依り強制徴收を爲し得ることとした。従つて其の滯

納者に對しては財産差押並公賣處分の方法に依り滞納處分までも爲し得る。又先取特權の順位は國稅に次ぐものとした。時效に關しては國稅と同じく特別規定を設けないので、會計法第三十二條の一般規定に依る譯で、此の規定に依れば時效期間は五年である。

次に公共團體の徵收する占用料又は使用料に關しては、本條第一項に於て之が徵收權を認めたるに止まり、其の徵收方法等に關しては本法に何等規定を爲さなかつたのであるが、之は公共團體の此種の徵收金に關しては、公共團體法中其の強制徵收の方法を定むる一般規定を存するを以て、行政官廳の場合と異り、本法に更に同様の規定を置くの必要が無いからである。即ち公共團體の管理する施設に付き徵收する占用料又は使用料は、府縣制第十六條、市制第三百一十一條及町村制第三百十一條に依り所謂其の他の府縣又は市町村の收入として、國稅滞

納處分の例に依り強制徴収を爲し得る。時効も國の徴収金たる國税の例に依り、従つて會計法第三十二條の規定に依り時効期間は五年である。先取特權の順位は府縣にありては國の徴収金に次ぎ、市町村にありては府縣の徴収金に次ぐことゝなつてゐる。

註 國税徴収法

第九條 國税ノ納期限ヲ過キ其ノ税金ヲ完納セサルモノアルトキハ收税

官吏ハ期限ヲ指定シ之ヲ督促スヘシ

前項ニ依リ督促ヲ爲シタル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ督促手
數料、延滞金ヲ徴收ス

第十條 左ノ場合ニ於テハ收税官吏ハ納税者ノ財産ヲ差押フヘシ

一 納税者督促ヲ受ケ其ノ指定ノ期限マテニ督促手數料、延滞金及税金
ヲ完納セサルトキ

(以下省略)

第二十四條 差押ヘタル動産、有價證券、不動産及第二十三條ノ一ニ依リ收税官吏ガ第三債務者ヨリ給付ヲ受ケタル物件ハ通貨ヲ除クノ外公賣ニ付ス公賣ノ手續ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十八條 物件ノ賣却代金、差押ヘタル通貨及第二十三條ノ一ニ依リ第三債務者ヨリ給付ヲ受ケタル通貨ハ督促手數料、延滞金、滯納處分費及税金ニ充テ尙殘餘アルトキハ之ヲ滯納者ニ交付ス

第三十一條 滯納處分ヲ結了シ若ハ之ヲ中止シタルトキハ納税義務及督促手數料、延滞金、滯納處分費納付ノ義務ハ消滅ス

會計法

第三十二條 金錢ノ給付ヲ目的トスル政府ノ權利ニシテ時効ニ關シ他ノ法律ニ規定ナキトキハ五年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス政府ニ對スル權利ニシテ金錢ノ給付ヲ目的トスルモノニ付亦同シ

府縣制第百十六條

第二項 府縣税、使用料、手數料、夫役又ハ現品ニ代フル金錢、過料其ノ他ノ府

縣ノ收入ヲ定期内ニ納メサル者アルトキハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促ス
ヘシ

第四項 第二項ノ規定ニ依ル督促又ハ前項ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル
者其ノ指定ノ期限マテニ完納セサルトキハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ處
分スヘシ

第五項 第二項及第三項ニ規定スル府縣ノ徵收金ノ先取特權ノ順位ハ國
ノ徵收金ニ次クモノトス

第六項 府縣ノ收入金及支拂金ニ關スル時効ニ付テハ國ノ收入金及支拂
金ノ例ニ依ル

市制第三百三十一條

第一項 市稅、使用料、手數料、加入金、過料、過怠金其ノ他ノ市ノ收入ヲ定期内
ニ納メサル者アルトキハ市長ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スヘシ

第三項 前二項ノ場合ニ於テハ市條例ノ定ムル所ニ依リ手數料ヲ徵收ス
ルコトヲ得

第四項 滯納者第一項又ハ第二項ノ督促又ハ命令ヲ受ケ其ノ指定ノ期限内ニ之ヲ完納セサルトキハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ處分スヘシ

第五項 第一項乃至第三項ノ徵收金ハ府縣ノ徵收金ニ次テ先取特權ヲ有シ其ノ追徵還付及時效ニ付テハ國稅ノ例ニ依ル

町村制第百十一條

第一項 町村稅、使用料、手数料、加入金、過料、過怠金其ノ他ノ町村ノ收入ヲ定期内ニ納メサル者アルトキハ町村長ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スヘシ

第三項 前二項ノ場合ニ於テハ町村條例ノ定ムル所ニ依リ手数料ヲ徵收スルコトヲ得

第四項 滯納者第一項又ハ第二項ノ督促又ハ命令ヲ受ケ其ノ指定ノ期限内ニ之ヲ完納セサルトキハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ處分スヘシ

第五項 第一項乃至第三項ノ徵收金ハ府縣ノ徵收金ニ次テ先取特權ヲ有シ其ノ追徵還付及時效ニ付テハ國稅ノ例ニ依ル

第三節 占用料又は使用料の歸屬

本條には占用料又は使用料の歸屬に付特に明文を置かないのは、之は徴收權當然の效果として、其の收入が徴收權者に歸屬すべきことは、明文を俟たざる當然の事理なりと解せらるゝが故である。即ち行政官廳の徴收する場合にありては、其の占用料又は使用料は國庫の收入に歸屬し、公共團體の徴收する場合にありては、其の占用料又は使用料は其の公共團體の收入に歸屬する。たとへ國の施設であつても、法第六條第二項の規定に依り公共團體の管理する場合にあつては、其の占用料又は使用料は公共團體の收入に歸屬するのであつて、國庫の收入とはならないのである。

第八章 特別地域の公用制限

第八條 主務大臣ハ國立公園ノ風致維持ノ爲國立公園計畫ニ基キ其ノ區域内ニ特別地域ヲ指定スルコトヲ得

特別地域内ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スル行爲ヲ爲サントスル者ハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ但シ命令ヲ以テ許可ヲ要セスト規定シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 工作物ノ新築、改築又ハ増築

二 水面ノ埋立又ハ干拓

三 鑛物ノ試掘若ハ採掘、砂鑛ノ採取又ハ土石ノ採掘

四 木竹ノ伐採

五 廣告物、看板其ノ他之ニ關スル物件ノ設置

特別地域内ノ山林ニ對シテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ地租其ノ他ノ公課ヲ免除スルコトヲ得

國立公園は其の本質上其の區域内には、國有地の外公有地又は私有地を包括する必要ある場合あることは、曩きに説明せる所である。而して其の公有地又は私有地を國立公園の公用又は公共用に供し得るが爲には、國家が貸借寄託又は寄附等民法上の權利設定に依り之を占有せなければならぬ。然らざる場合には其の公有地又は私有地は直接國立公園の公用又は公共用に供するを得ない。かゝる場合には其の土地の占有權は私人の手に存し、一般に私人が之を自己の利用に供するを得べく、唯其の物が同時に國立公園の目的に必要なが故に、法律に依り其の所有權の行使を制限して、之に一定の公法上の物上負擔を課するの必要がある。此の必要は土地の關係に止まらず、國立公園内に所在する國有に非る物件の上にも存在するのである。此の公共施設たる國立公園の必要の爲に所有權其の他の財産權に加へらる

公法上の制限は、行政法上所謂公用制限の一種である。即ち法第八條は法第九條及第十一條と共に國立公園の公用制限を規定したものであつて、法第八條の規定は不作爲負擔、法第九條の規定は不作爲負擔と作爲負擔、法第十一條の規定は使用負擔に屬する。不作爲負擔の公用制限は最も能く警察制限に類するもので、其の内容に於ては全く之と區別することが出来ない。唯其の目的に於て兩者を區別し得るのみである。

而して法第八條の制限は風致維持の爲に爲す制限即ち一種の公園保護の爲に爲す制限であり、法第九條は廣く保護利用の爲に爲す制限であるから、法第八條の制限は法第九條の制限の特別な態様であると謂ふことが出来る。兩者相俟つて其の運用宜しきを得ば、國立公園の保護又は利用に關する統制の効果を遺憾なく發揮することが出来る。

のである。此の點に關し本法と相似たる建前で公用制限を規定せる立法例は史蹟名勝天然紀念物保存法第三條、第四條、森林法第二十六條、第二十七條及都市計畫法施行令第十一條、第十三條等に見出し得る。

註 史蹟名勝天然紀念物保存法

第三條 史蹟名勝天然紀念物ニ關シ其ノ現状ヲ變更シ又ハ其ノ保存ニ影響ヲ及ホスヘキ行爲ヲ爲サムトスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

第四條 内務大臣ハ史蹟名勝天然紀念物ノ保存ニ關シ地域ヲ定メテ一定ノ行爲ヲ禁止若ハ制限シ又ハ必要ナル施設ヲ命スルコトヲ得

森林法

第二十六條 保安林ニ於テハ地方長官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ木竹ノ伐採、傷害、開墾又ハ土石、切芝、樹根、草根、埋木ノ採取若ハ採掘ヲ爲シ又ハ家畜ヲ放牧スルコトヲ得ス

第二十七條 主務大臣ハ保安林ノ所有者ニ對シ前條ノ外其ノ使用收益

ヲ制限若ハ禁止シ又ハ施業者ハ保護ノ方法ヲ指定スルコトヲ得
都市計畫法施行令

第十一條 都市計畫法第十六條第一項ノ土地ノ境域内ニ於テ工作物ヲ
新築、改築、増築若ハ除却シ、土地ノ形質ヲ變更シ又ハ地方長官ノ指定シ
タル竹木土石ノ類ヲ採取セムトスル者ハ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ
但シ命令ヲ以テ許可ヲ要セズト規定シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十三條 風致維持ノ爲指定スル地區内ニ於ケル工作物ノ新築、改築、増
築若ハ除却、土地ノ形質ノ變更、竹木土石ノ類ノ採取、其ノ他風致維持ニ
影響ヲ及ホス虞アル行爲ハ地方長官内務大臣ノ認可ヲ受ケ命令ヲ以
テ之ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

第一節 特別地域の意義

國立公園は自然の大風景地を保護開發して國民享用の途を講ぜん
とする爲設定せられるものであるから、其の風致の維持は國立公園統

制の核心を爲すものである。併し乍ら公園の全區域に亘つて風致上の嚴重なる制限を爲す事は、其の産業上に及ぼす影響尠からざるを考慮し、特に維持せられなければならぬ重要な風致に付てのみ之が地域を劃して特別地域となし、嚴重なる統制に服せしむるの法意である。即ち國立公園の風致維持上普遍的共通的に重要視するを要すと認むべき法第八條第二項第一號乃至第五號の行爲の如きは、原則として許可を受くべきこととし、其の他の行爲に付ては法第九條に基き必要の場合における公用制限の發動を留保するに止めた。又特別地域に指定せられない地域即ち所謂普通地域は風致維持上比較的寛大なる統制にて足れるを以て、此の地域に對しては特別地域における如く法律上當然に一定の行爲を要許可行爲となさず、唯國立公園の保護利用上必要ある場合に限り一定の行爲に對し、法第九條に基き必要なる公用

制限を課し得るのみに止めた。即ち特別地域における要許可行為の制度と相俟ちて緩急宜しきを制し、以て国立公園全面の風致維持に遺憾なきを期するのである。

特別地域は国立公園の中核を爲す優秀なる風景地域であつて、特に其の風致維持を必要とする地域である。従て其の地域が國有地たると公有地たると將た私有地たるると其の所有關係の如何を問はない。

特別地域は国立公園計畫に基きて主務大臣之を指定するを要する。即ち特別地域は先づ国立公園計畫に於て之を定めなければならぬ。蓋し特別地域を如何なる範圍に定むべきかは、国立公園の風致維持上重要な統制問題であつて、国立公園計畫の重要な一部分であるからである。而して特別地域の指定及變更は官報を以て告示すべきものである。蓋し之は特別地域が特別嚴重なる公用制限を課する土地

の限界を意味するものである以上、一定の方法に依りて公示して廣く人民に周知せしむることを必要とするは當然である。(施行規則第十六條)

第二節 特別地域の公用制限の内容

特別地域に於ける公用制限は、法第八條第二項に掲げられた行爲を爲さんとする者は内務大臣の許可を受けなければならぬことである。此の公用制限は所謂不作爲負擔で、財産權の行使の自由を制限して公用の目的を妨ぐべき行使の方法を禁止し、其の權利者に不作爲の義務を負はしめたのである。蓋し法第八條第二項に列擧せる行爲は何れの國立公園に於ても其の風致維持上監視を要する一般共通的行爲の態様に屬するものと認めらるゝので、許可の關門を設け、許可を受けな

ければ此等の行爲を爲すことが出来ないこととし、以て風致維持上監視を周到にしたのである。又其の許可を受くべきものとしたのは、特別地域の重要性に鑑みて一應不作爲の義務を課したのであつて、必ずしも常に其の行爲を絶対に拒否せんとする法意ではない。風致上支障なき限りは之を許可し、或は支障の程度に依つては條件を附して之を許可することもあり得るのである。要するに一定の行爲を許可すべきや否やは、一に風致維持上の支障の有無に關する主務大臣の裁量に屬するのである。尙其の不當なる處分に對しては法第十三條に依り訴願を提起するを得る。

而して法第八條第二項に列擧したるが如き一定の行爲に付ては如何なる微細些少の場合に於ても許可を受くべきものとすることは、徒に人民の苦痛を増し煩瑣に涉るに過ぎないので、同項但書を以て風致

維持上許可を受けしむるの要なき輕微なる特定の行爲に付ては、命令を以て許可を受くるを要せざることを規定し得るの途を開いた。即ち施行規則第十八條は法第八條第二項列擧の行爲に該當する行爲中特定の行爲を除外し不要許可とした。尙許可申請の手續は施行規則第二十七條に規定せられてある。今左に特別地域内に於て法第八條第二項の規定に依り許可を受くるを要する行爲と、施行規則第十八條の規定に依り許可を受くるを要せざる行爲とを擧ぐれば次の如くである。

一、法第八條第二項の規定に依る要許可行爲

1 工作物の新築、改築又は増築

工作物とは人工的勞作を加へて造り出される設備にして、地上地下に設置さるゝ一切のものを謂ふ。各種建築物、各種建設物、水道、下水道、道路、鐵道、軌道、索道、専用自動車道、堰堤、運河、用

水路、溝渠、墜道、溜池、貯水池、溫泉並泉水の掘鑿等は皆茲に所謂工作物である。又各種建設物の中には運動場、飛行場、電信電話線、送電線、電柱、水車、風車、水槽、樋門、堰、燈籠、記念碑、墓標、炭竈、肥料溜、魚鳥獸類の捕獲施設等をも包含する。

2 水面の埋立又は干拓

水面は公有たると私有たるとを問はない。公用水面埋立法は國有の水面にのみ適用あれども、茲に所謂水面は廣く一般の水面を指す。埋立とは水面を埋没して陸地を造成するを謂ひ、干拓とは排水して陸地を造成するを謂ふ。

3

鑛物の試掘若は採掘、砂鑛の採取又は土石の採掘鑛物とは鑛業法第二條列記の鑛物に限らず、鑛物學上鑛物と稱せらるゝもの一切を含む。砂鑛とは砂鑛法第一條の砂鑛

と同じである。鑛物の試掘とは鑛物の有無を探鑿して其の品質の良否又は鑛業の適否を調査することを目的とする探掘行爲である。即ち鑛物探掘の準備行爲である。鑛物の探掘とは鑛物を掘採して其の所有権を取得する行爲である。土石の採掘とは土砂、砂礫、石材等の採掘を意味するは言ふまでもない。

4 木竹の伐採

木竹とは樹木竹類の總稱なるも、主として適用せらるゝは植林の目的となるべき木竹である。而して花卉は之を含まないのは勿論である。草類、花卉の群落、其の他珍奇なる植物を保存せんとする場合には、法第九條に基き之が採取を禁止又は制限する命令又は處分を發して其の目的を達し得る。

5 廣告物、看板其の他之に關する物件の設置

何が廣告物なりや看板なりやは自ら社會觀念に依りて決せらるゝ問題である。之に關する物件とは其の支柱、臺等の如き附屬物を謂ふ。

二、 施行規則第十八條の規定に依る不要許可行為

1 井溝、井堰、水樋、水車、風車、水槽等の新築、改築又は増築

2 門、生垣、圍牆、園舎、禽舎等の新築、改築又は増築

3 社寺境内地又は墓地に於ける鳥居、燈籠、墓碑等の新築、改築又は増築

4 炭籠、炭燒小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料溜等にして公道其の他公衆の自由に入出し得る場所より二十メートル以上の距離を有するもの、新築、改築又は増築

- 5 舩、簀、網納屋、漁具干場等の新築、改築又は増築
- 6 工所用假工作物(宿舍を除く)の新築、改築又は増築
- 7 宅地内に於ける土石の採掘
- 8 地貌の變化を來さざる土石の採掘
- 9 宅地内に於ける木竹の伐採
- 10 自家用の爲にする木竹の擇伐(塊狀擇伐を除く)
- 11 桑、茶、楮、三椏、杞柳、桐、果樹其の他農業用栽培木竹の伐採
- 12 枯損木竹又は危険木竹の伐採
- 13 森林保育の爲にする下刈、蔓切又は間伐
- 14 牧野改良の爲にする荆棘、灌木等の除去
- 15 軒下に於ける廣告物、看板其の他之に關する物件の設置
- 16 非常災害の爲必要なる應急處置

17 施業計畫に付豫め内務大臣の認可を受けたるときは其の施業計畫に基く行爲

18 特別地域指定の際既に著手せる行爲

特別地域に於ける要許可行爲の許可に國立公園の爲必要なる條件を附するを得るや。元來特別地域は國立公園の風致維持の爲之を指定する以上、其の地域内の一定の行爲の許可に對し、風致維持其他國立公園計畫上必要なる條件を附することを得るは、行政處分の性質上當然のことであると解すべきである。此の故に本法は特に條件を附し得る旨の規定を置かなかつたのである。又法第十條及第十五條の規定の如きは此の趣旨を前提とするものである。

又國家機關たる行政廳が要許可行爲を爲さむとするときは内務大臣に協議を遂げたる後に非れば之を爲すことを得ざるは、施行令第十

六條に於て定めてゐる所である。之れは行政廳の地位に願み許可に代ふるに協議を以てしたるに過ぎないもので、之に依りて國立公園の統制上遺漏なきを期し得る所以である。

又此の場合に一言するを要するは國立公園の特別地域内の國立公園事業に基く行爲は、法第八條第二項に掲ぐる行爲に該當する場合に於ても、仍同條の許可は之を受くるを要せざることである。惟ふに國立公園事業は國立公園の保護利用に關する施設の計畫に基く事業で、其の計畫や事業は國立公園の風致維持を初め其の他保護利用の全般に涉り、國家が慎重調査の上決定せるものである。尙工事の内容に就き監督統制を加ふる必要ある場合には工事施行の認可を受けしめ、以て國立公園の保護利用の統制上遺憾なきを期してゐる。従つて國立公園事業に基く行爲は、特別地域にをける風致維持を圖る必要によつ

て定められたる公用制限の下に、更に再び之を羈束するの必要が全く無いのである。

最後に特別地域の公用制限の強制に就て述べんに、公用制限の義務者が制限を充たさざる場合に於ては公法上の強制手段を科する。即ち許可を受くべき行爲を許可を受けずして爲したる者又は許可に附した條件に違背したる者に對しては、法第十五條の規定に依る一定の刑罰を以て之を強制する外、其の義務に違反して爲したる違法の施設に對しては、法第十條の規定に依り其の除却を命ずることを得る。尙ほ許可に附したる條件が作爲負擔の場合に於ては、必要に應じて行政執行法第五條の規定する代執行の手段に依つて、其の履行を強制することを得るのである。

註 行政執行法

第五條 當該行政官廳ハ法令又ハ法令ニ基キテ爲ス處分ニ依リ命シタル

行爲又ハ不行爲ヲ強制スル爲左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

一 自ラ義務者ノ爲スヘキ行爲ヲ爲シ又ハ第三者ヲシテ之ヲ爲サシメ
其ノ費用ヲ義務者ヨリ徴收スルコト

二 強制スヘキ行爲ニシテ他人ノ爲スコト能ハサルモノナルトキ又ハ
不行爲ヲ強制スヘキトキハ命令ノ規定ニ依リ二十五圓以下ノ過料ニ
處スルコト

前項ノ處分ハ豫メ戒告スルニ非レバ之ヲ爲スコトヲ得ス但シ急迫ノ事
情アル場合ニ於テ第一號ノ處分ヲ爲スハ此ノ限ニ在ラス
行政官廳ハ第一項ノ處分ニ依リ行爲又ハ不行爲ヲ強制スルコト能ハス
ト認ムルトキ又ハ急迫ノ事情アル場合ニ非レバ直接強制ヲ爲スコトヲ
得ス

第三節 本法に依る許可處分と他の法令に依る

許可處分との關係

國立公園法第八條第二項に依り許可を受くべき行爲と同一の行爲に付、更に他の法令に依り許可、免許又は認可を受くべきものとなつてゐる場合、其の行政處分の効力如何の問題を生ずる。

元來國立公園法は其の立法の趣旨に於て他法の適用を排除せざること、換言せば並行主義の原則の下に立案せられたものであつて、一般法特別法の關係に立たないのである。蓋し國立公園法及其の他の各法令は特別の規定なき限り、夫自體独自の立脚點と存在とを有するものと解すべきであるからである。故に法第八條第二項列舉の行爲に付他の法令に依る許可を受くるも、尙ほ本法に依る許可を受くるを要するのである。例へば公有水面埋立に付公有水面埋立法に依り地方長官の免許を受くるも、又電氣工作物の建設に付電氣事業法に依り逓信大臣の許可を受くるも、夫が國立公園の特別區域内なる場合に於て

は、別に國立公園法に依る内務大臣の許可を受くるに非れば是等の行為を爲すことを得ないのである。然して實際問題としては斯かる場合に關係官廳相互間に各自處分前協議を爲して、其の處分の二途に出でざる様適當なる行政上の措置を執るは、かゝる場合に於ける行政慣例である。今國立公園法第八條第二項に依り許可を受くべき行為にして、他の法律に依り許可、免許又は認可を受くるを要する場合の存在を想像し得る主なるものを掲ぐれば左の如くである。

1 工作物の新築、改築又は増築

イ 史蹟名勝天然紀念物保存法第三條。史蹟名勝天然紀念物の現狀變更又は其の保存に影響を及ぼすべき行為に付地方長官の許可

ロ 道路法第二十八條。道路の占用に付管理者の許可

ハ 河川法第十七條。河川に一定の工作物の新築、改築又は除却に付地方行政廳の許可

同法第十八條。河川の敷地若は流水占用に付地方行政廳の許可

同法第十九條。河川の流水の方向、清潔、分量、幅員若は深淺又は敷地の現状等に影響を及ぼすの虞ある工事に付地方行政廳の許可

ニ 同法第四十二條。河川の占用者は使用に付管理者の許可
軌道法第四條、第五條。軌道經營者の工事施行に付鐵道大臣の認可

ホ 瓦斯事業法第四條、第五條。瓦斯事業者の工事施行に付商工大臣の許可

へ 電氣事業法第四條。電氣事業者の工事施行に付遞信大臣の許可

ト 水道條例第三條。水道布設に付内務大臣の認可

チ 下水道法第二條。下水道布設に付内務大臣の認可

2 水面の埋立又は干拓

イ 公有水面埋立法第二條。公有水面埋立に付地方長官の免許

ロ 耕地整理法第三條。耕地整理施行に付地方長官の認可

3 鑛物の試掘若は採掘、砂鑛の採取又は土石の採掘

イ 鑛業法第四條、第二十一條。鑛物の試掘に付鑛山監督局長の許可、採掘に付商工大臣の許可

ロ 砂鑛法第八條。砂鑛の採取に付商工大臣の許可

ハ 森林法第二十六條。保安林内の土石の採取に付地方長官の許可

許可

4 木竹の伐採

イ 森林法第二十六條。保安林内の木竹の伐採に付地方長官の許可

ロ 史蹟名勝天然紀念物保存法第三條。史蹟名勝天然紀念物の現狀變更又は其の保存に影響を及ぼすべき行爲に付地方長官の許可

第四節 特別地域の免租

國立公園の核心を爲す風景は概ね山林を其の要素としてゐる。然して特別地域内の山林は普通地域内の山林と異り、特に嚴重なる制限の下に置かれ、山林の經濟的生命たる木竹の伐採は常に許可を受くる

を要し、一應伐採禁止の状態に置かれるものである。又たとへ許可ある場合に於ても風致維持上必要なる條件を附せられ、又本法第九條に依りて國立公園の保護利用上必要なる制限禁止を命ぜらるゝの運命を負擔せしめらるゝ等、山林の唯一の利用方法である木竹の伐採は極めて不自由となり、山林所有者は特に重大なる制限を加へらるゝものと謂ふべきである。之れは森林法に所謂保安林の制限と相似たる制限を受くるの運命を有するものである。故にかくの如き特別地域内の山林に對しては、保安林に對すると同様、地租其の他の公課を免除することゝするは適當なる處置といふべきである。然し保安林の如く當然免租と爲さなかつたのは、地租法に所謂山林は地目山林に屬する土地を指稱する形式的意義を有し、事實上森林を形成せざる場合をも包含するを以て、其の出願に依り個々の場合に山林の受くる制限の程

度を料定し、保安林の受くる制限と同様の場合に於て之を免租するの法意である。尙ほ免租に關しては別に勅令を以て規定することゝしたのであるが、此の勅令は未だ制定せられざるも、大體明治三十二年勅令第三百七十四號「砂防法第十一條ノ地租其ノ他ノ公課減免ニ關スル件」と同様の趣旨に依り、免租申請の手續、免租の期間、地租免除の山林に對し其の他の公課を課するを得ざることを規定すべきものである。

特別地域の免租に關聯して、國立公園内の民有地の免租に就き附言せんに、國家が無償にて貸借又は寄託等民法上の權利を設定して民有地を國立公園の公用又は公共用に供する場合に於ては、地租法第二條の定むる處によりて免租せらる。又府縣市町村等に於て國立公園事業を經營する場合に、其の事業の經營に必要な其の所有地が、國立公園の公用又は公共用に供するものと決定するときも亦、免租せらるゝ

は地租法第二條の規定する所である。

註 地租法

第二條 左ニ掲グル土地ニハ地租ヲ課セズ但シ有料借地ナルトキハ此ノ

限ニ在ラズ

一 國府縣、市町村其ノ他勅令ヲ以テ指定スル公共團體ニ於テ公用又ハ公共ノ用ニ供スル土地

二 府縣、市町村其他勅令ヲ以テ指定スル公共團體ニ於テ公用又ハ公共ノ用ニ供スルモノト決定シタル其ノ所有地但シ其ノ決定ヲ爲シタル日ヨリ一年内ニ公用又ハ公共ノ用ニ供セザルモノヲ除ク

三 府縣社地、鄉村社地、招魂社地

四 墳墓地

五 公衆用道踏、鐵道用地、軌道用地、運河用地

六 用惡水路、溜池、堤塘、井溝

七 保安林

第六條 有租地ノ地目ハ土地ノ種類ニ從ヒ左ノ如ク區別シテ之ヲ定ム

第一類地 田畑、宅地、鹽田、鑛泉地

第二類地 池沼、山林、牧場、原野、雜種地

砂防法第十一條ノ地租其他ノ公課減免ニ關スル件

第一條 砂防法ニ依リ一定ノ行爲ヲ禁止又ハ制限シタル土地ニ對シテハ其ノ所有者又ハ納稅義務者ノ申請ニ依リ地租ヲ免除又ハ輕減スルコトヲ得

第二條 前條ニ依リ地租ヲ免除シタル土地ニ對シテハ地租以外ノ公課ヲ免除シ其ノ地租ヲ輕減シタル土地ニ對シテハ同一ノ割合ヲ以テ地租以外ノ公課ヲ輕減ス

第三條 第一條ノ規定ニ依リ地租ノ免除又ハ輕減ヲ受ケムトスル者ハ土地ノ所在、番地、地目、地積、賃賃價格及地租ノ免除又ハ輕減ノ區分、輕減ニ付テハ其ノ程度共ヲ記載シタル申請書ヲ稅務署長ニ提出スヘシ(以下省略)

第九章 國立公園の保護利用の爲に

する公用制限

第九條 主務大臣ハ國立公園ノ保護又ハ利用ノ爲必要アリト認ムルトキハ其ノ區域内ニ於テ一定ノ行爲ヲ禁止若ハ制限シ又ハ必要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ一定ノ行爲ヲ禁止セラレ又ハ措置ヲ命ゼラレタルガ爲損害ヲ被リタル私人ニ對シテハ通常生ズベキ損害ニ限り國庫之ヲ補償ス勅令ノ定ムル所ニ依リ國庫ハ第一項ノ規定ニ依リ一定ノ行爲ヲ著シク制限セラレタル爲損害ヲ被リタル私人ニ對シ其ノ損害ヲ補償スルコトヲ得前二項ノ規定ニ依ル補償金額ハ主務大臣之ヲ決定ス其ノ決定ニ對シテ不服アル者ハ其ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三月以内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ス

前條に於ては風致維持を圖る爲特別地域制度に依る公用制限を規定したのであるが、更に廣く國立公園の全區域に渡りて、公園の保護利用を統制する爲、本條に於ては、必要なる禁止、制限を爲し又は必要なる措置を命ずる等、廣汎なる公用制限を規定した。尙ほ此の公用制限によりて生ずる一定の損害に對しては補償の途を開き、之に關する不服の救済の方法を規定した。

第一節 公用制限の目的と限界

一、公用制限の目的

國立公園は自然の大風景地を保護開發して國民保健に供用することを目的とする爲設定せらるゝものであるから、其の公園の保護利用に關する統制は國立公園の維持經營管理上極めて重要なことである。

然して法第八條に於て國立公園の風致維持を圖る爲、特別地域の制度に依る公用制限を規定したけれども、廣く國立公園の保護利用を全うせんが爲には、第八條だけでは未だ充分でない。第八條に所謂風致維持は國立公園の保護の一部分に過ぎない。依て國立公園の保護利用の統制の全きを期せん爲には、更に其の時と場合の必要に應じ、一定の行爲を禁止又は制限し、或は必要な措置を命じ得ることを必要とする。即ち法第九條の公用制限の目的は廣く國立公園全般の保護利用に關する統制の全きを期するにあるのである。

二、公用制限の限界

法第九條の公用制限は其の限界内に於ては必要に應じ隨時隨處に行はる。即ち法第九條の公用制限は國立公園の保護又は利用の爲必要なる場合に限り行はる。茲に所謂保護利用とは既に法第二條に於

て説明したる如く、國立公園の保護とは風致維持、動植物其他自然物の保護等公園的素質を維持することを謂ひ、國立公園の利用とは公園の公共性を發揮することを謂ふのである。風致維持、自然物保護其他公園保護の爲めに、木竹の伐採、特種草類花卉の採取、放牧、狩獵、漁獵、建築等の禁止制限を爲し、又は建築物の修繕又は撤去を命ずるが如きは前者の公用制限に屬し、公園利用者に對する利用上の制限禁止、交通、宿泊其他公園利用に關し重要なる關係ある各種營業の取締上の制限禁止又は交通障礙物の除去、危險防止の施設を命ずる如きは後者の公用制限に屬するものである。

又法第九條の公用制限は國立公園の區域内に限り行はる。國立公園の區域に屬する限り、特別地域たると普通地域たるとを問はず、廣く國立公園の全地域に行はる。然して寧ろ普通地域に於て本條の公用制

限の發動をより多く必要とするものである。蓋し普通地域に就ては法第八條の如き公用制限の規定無きを以て、其の地域の風致維持其他廣く保護利用を圖らんが爲めには、専ら法第九條の公用制限に倚賴するより外に方法がないからである。

第二節 公用制限の内容と形式

一、公用制限の内容

本條の公用制限は行爲の禁止及制限又は措置命令を以て其の内容とする。即ち行爲の禁止及制限は前條の特別地域の公用制限と同じく所謂不作爲負擔の公用制限に屬し、措置命令は権利者に積極的に作爲の義務を負擔せしむる所謂作爲負擔の公用制限である。

而して或る行爲が禁止なりや、制限なりやは、補償に重大な關係を有

するが故に、之を明瞭ならしむる必要がある。制限を廣義に解すれば、禁止も亦制限の一態様であるけれども、禁止と相對立して用ふる場合に於ては狹義に解すべきものである。即ち禁止は行爲の絶對的拒否であり、制限は行爲の相對的拒否である。故に例へば家屋の建築に付て考ふれば、家屋の建築を爲すことを得ずとなすは禁止であるが、木造の家屋を建築することを得ずと爲すことは、コンクリートの家屋の建築行爲を拒否するものでないから、禁止に非ずして制限と云ふべきである。而して此の狹義に於ける一定行爲の制限を制限の内容に依りて分類すれば左の如くである。

イ、許可を受け又は届出を爲さしむる制限

一定の行爲に付許可を受け又は届出を爲さしむるは、行爲の自由を制限する顯著なる一般的事例であつて、苟くも公用制限の限界

を越えざる範圍に於ては、必要に應じ頻繁に普遍的に行はるべきものである。施行規則第十九條及第二十一條の届出制限の如きは其の一例である。即ち此の二條の届出制限は特別地域に於て、關墾其の他土地の形質の變更、木竹の植栽又は家畜の放牧を爲さんとする者、若くは普通地域に於て、工作物の新築、改築又は増築、水面の埋立又は干拓、鑛物の試掘若は採掘、砂鑛の採取又は土石の採掘、木竹の伐採、廣告物看板其の他之に關する物件の設置を爲さんとする者は、豫め届出を爲さなければならぬと云ふ公用制限を規定したるものであつて、主務大臣は此の届出に依つて當該行爲が國立公園の風致維持上特に支障あるや否やを検討することが出來、必要あれば更に法第九條の公用制限命令を發動せしめ得るに備へたのである。而して此の届出の制限規定に違反して届出を

爲さずして、行爲を爲したる者は法第九條第一項の命令に違反したる者で、法第十五條の刑罰を科せらるべきは當然である。尙ほ施行令第十六條は此の届出を爲すべき行爲を行政廳に於て爲さんとするときには、豫め内務大臣に通知するを要することと定めて居る。之れは唯行政廳の地位に顧み届出を通知と代へたるに過ぎないので、統制の目的は一である。

ロ、時に關する制限

例へば或る行爲を一定の期間に限り許すと謂ふが如きである。

ハ、場所に關する制限

例へば或る行爲を一定の場所に限り許すと謂ふが如きである。

ニ、手段方法に關する制限

例へば施業方法の制限の如く、一定の手段又は方法に依りて爲す

場合に限り許すと謂ふが如きである。

ホ、態様に關する制限

例へば或る大いさ、高さ、又は面積のものに限り許すと謂ふが如きである。

次に所謂措置命令とは消極的に或る事を爲すべからずとする不作為の下命に非ずして、積極的に或る事を爲すべしと命ずる場合即ち作為の義務を課する場合である。而して措置とは施設よりも廣義にして所謂處置をも含む。

二、公用制限の形式

本條の公用制限の形式は行為の禁止制限と措置命令とによりて異なる。行為の禁止制限は一般的制限として法規命令を以て爲さるゝこともあれば、個々の場合の具體的制限として行政處分を以て爲さるゝ

こともある。必要なる措置の命令は常に個々の場合に行政處分を行はれるものであつて、法規命令たる性質を有しない。蓋し如何なる措置が必要なりやは、個々の場合に具體的事件に付決定せらるゝ問題であつて、一般的抽象的には定むることを得ないからである。

本條に基く国立公園の保護又は利用の爲めにする公用制限の命令又は處分の違反に對しては、法第十條の規定による原狀回復の下命の外、法第十五條の規定による一定の刑罰を以て制裁せらるゝことは後に述ぶる所である。又其の命令又は處分の要求する状態の具體的實現を必要とする場合に於ては、其の必要に應じ行政執行法第五條の規定する手段に依りても之を強制するの途がある。

註 行政執行法

第五條 當該行政官廳ハ法令又ハ法令ニ基キテ爲ス處分ニ依リ命シタル

行爲又ハ不行爲ヲ強制スル爲左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

一 自ラ義務者ノ爲スヘキ行爲ヲ爲シ又ハ第三者ヲシテ之ヲ爲サシメ

共ノ費用ヲ義務者ヨリ徴收スルコト

二 強制スヘキ行爲ニシテ他人ノ爲スコト能ハサルモノナルトキ又ハ

不行爲ヲ強制スヘキトキハ命令ノ規定ニ依リ二十五圓以下ノ過料

ニ處スルコト

前項ノ處分ハ豫メ戒告スルニ非レハ之ヲ爲スコトヲ得ス但シ急迫ノ事情アル場合ニ於テ第一號ノ處分ヲ爲スハ此ノ限ニ在ラス

行政官廳ハ第一項ノ處分ニ依リ行爲又ハ不行爲ヲ強制スルコト能ハスト認ムルトキ又ハ急迫ノ事情アル場合ニ非レハ直接強制ヲ爲スコトヲ得ス

第三節 公用制限に因る損害補償

一、補償を爲すべき場合

法第九條第二項及第三項に於て公用制限に依りて被る損害に對し國庫の補償を爲すべき場合を規定してゐる。即ち行爲の禁止又は行爲の著しき制限を命じたる場合と措置を命じたる場合とである。而して之等の場合に於て、前者にありては消極的損害を生ずべく、後者にありては積極的損害を生ずるを常とする。然るに假令國立公園の保護利用の爲の制限は國家公益の見地より爲すものとは云へ、常に必ずしも私人の犠牲に於て之を制限することゝするは、其の私益制限の國家社會に及ぼす影響に顧みて、妥當を欠くものであると謂はなければならぬ。故に本法は行爲を禁止せられ又は措置を命ぜられたるが爲損害を被つた私人に對し補償すべきを定むると共に、禁止と同様の効果を生ずるが如き行爲の著しき制限の爲損害を被つた私人に對しても、勅令の定むる所に依り補償するを得るの途を開いたのである。而

して其の補償を爲すべき場合は勅令の定むる特定の場合に限定せられて居る。蓋し著しき制限の爲損害を被つた總べての場合に補償するのでなくて、勅令の定むる特定の著しき制限の爲損害を被つた場合に局限するの法意である。尙ほ此の勅令は補償豫算の成立を俟ちて制定せらるゝの順序である。

公益保護の爲、本法と相似たる公用制限を定めたる法規に、史蹟名勝天然紀念物保存法、森林法の保安林に關する規定及都市計畫法施行令の風致地區に關する規定がある。此等の法規に於て補償に關する規定は各相異なる。史蹟名勝天然紀念物保存法にあつては廣く禁止制限又は措置命令に依る損害を補償し、森林法の保安林にありては禁止に依る損害のみを補償し、都市計畫法の風致地區にありては如何なる場合にも全然補償しない建前をとつてゐる。之に對して國立公園法は

禁止及措置命令に依る損害の外著しき制限に依る損害をも補償し得ることとした。如斯各法規に於て補償の範圍に就き相異なる規定を設けたるは、當然に相異なるべき各法規獨特の立法理由あるに非ずして、寧ろ各法規の制定當時にをける國家對私人の權益に關する立法思想を反映したるものと謂ふべきである。就中國立公園法の規定は此點に關して最も能く現代の法律思想に一致し、極めて中庸適正を得たるものである。

註 史蹟名勝天然紀念物保存法

第四條 内務大臣ハ史蹟名勝天然紀念物ノ保存ニ關シ地域ヲ定メテ一定ノ行爲ヲ禁止若ハ制限シ又ハ必要ナル施設ヲ命スルコトヲ得

前項ノ命令若ハ處分又ハ第二條ノ規定ニ依ル行爲ノ爲損害ヲ被リタル私人ニ對シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府之ヲ補償ス

森林法

第二十八條 木竹ノ伐採ヲ禁止セラレタル保安林ノ所有者又ハ立木竹ノ

所有者ハコレニ因リテ生ジタル直接ノ損害ニ限り其ノ補償ヲ求ムルコ

トヲ得(以下省略)

二、補償の性質と範圍

本條の補償は法律上損失補償の性質を有するものであつて、損害賠償ではない。蓋し其の損害は適法行爲に基くものにして不法行爲に基因するものでないからである。

法第九條第一項の規定に依り一定の行爲を禁止し又は必要なる措置を命じたる場合にをける損害補償の範圍は通常生ずべき損害に限られる。通常生ずべき損害とは豫見し又は豫見し得べかりし損害にして且つ社會觀念上普通に生ずべきものゝ意味であつて、制限と損害との間に相當因果關係の存在する損害でなければならぬ。従つて通

常生すべき損害は現に生じたる損害よりも狭義であつて、其の中通常の事情に依りて生ずべき損害であり、又得べかりし損害を含まないものである。次に法第九條第一項の規定に依り一定の行爲を著しく制限したる場合にをける損害補償の範圍は其の補償を爲すべき場合と共に勅令の規定に委任した。之れ蓋し其の補償の範圍は勅令を以て通常生ずべき損害の一部分に限るの法意である。斯くの如く禁止又は措置を命じたる場合の補償と、著しき制限の場合の補償との間に、補償を爲すべき場合並に補償の範圍につきて法律上差別を設けたる所以のものは、惟ふに前者の場合にありては明瞭に其の場合が認識せらるゝに反し、後者の場合にありては個々の具體的制限が著しき制限なるや否やにつき認識判然せざるが故に、勅令を以て更に其の補償の場合を範圍を限定する方法を執つたのである。

三、補償を受くべき者

補償を受くべき権利を有する者は損害を被りたる私人である。私人には私法人を含むことは勿論である。然して公共團體に對しては補償を爲さない。蓋し公共團體は其の存立の目的に於て私人と全く異なるものなるが故に、國家公益の見地より相當の制限を受くることあるも、之を忍受すべきは當然と認められたからである。此の點に就ては本條の補償と法第十一條の補償とは相異なるのである。

四、補償金額決定及其の不服に付ての救済

補償金額の決定は主務大臣の權限である。而して主務大臣の調査決定したる補償金額に不服ある者は其の通知を受けたる日より三ヶ月以内に通常裁判所に出訴することが出来る。元來補償金額の決定は行政處分であるから、之に對する不服の救済は性質上行政救済の方

法に依るべき理であるけれども、一面には金錢に付ての争は私經濟的關係の争であるから、民事々件として通常裁判所をして決定せしむる方が一層公平と事實とに適合すると認めらるゝので、從來の多くの立法例に従つて、補償金額に關する紛争は之を通常裁判所の管轄に屬せしめたのである。

第十章 原狀回復の命令

第十條 主務大臣ハ第八條第二項ノ規定、同條同項ノ許可ニ附シタル條件又ハ前條第一項ノ命令若ハ處分ニ違反シタル者ニ對シ原狀回復ヲ命ズルコトヲ得

國立公園の風致維持及保護利用上の統制の徹底を期せんが爲めには、其の統制に關する公用制限の義務者が其の義務を履行せざる場合に於ては之を強制する手段がなければならぬ。本法は第八條第二項

の許可を受くべき行爲を許可を受けずして之を爲したる者若は其の許可に附したる條件を遵守せざる者又は第九條第一項の規定に依る禁止制限等の命令又は處分に違反したる者即ち不作爲負擔の違反者に對しては、罰則の定むる一定の刑罰を課するの外、公園の風致維持又は保護利用の爲、違反前の原狀に回復することが必要であり、又可能なきときは、其の義務に違反して爲したる違法の施設に對しては、其の除却を命じて違反者をして原狀を回復せしめなければならぬ。即ち本條は此の原狀回復の下命を規定したるものである。

原狀回復の下命とは行爲前の原狀を回復すべき作爲義務を命ずることを意味する。例へば特別地域内に於て許可を受けずして工作物を新築したる場合に、其の建築前の原狀に復歸せしむるが爲、其の工作物の撤去を命ずるが如きは之れである。

本條の規定に依る原狀回復は主務大臣が之を命ずることを必要とするが、若し此の原狀回復の下命に従はざる者に對しては、主務大臣は行政執行法第五條の規定に定むる代執行の手段に依りて其の履行を強制することを得るのである。

第十一章 實地調査の爲にする公用制限

第十一條 國立公園ニ關シ實地調査ノ爲必要アルトキハ地方長官ノ許可ヲ得テ他人ノ土地ニ立入り、目標ヲ設置シ又ハ障礙物ヲ除却スルコトヲ得但シ行政官廳ニ於テハ地方長官ニ通知シテ之ヲ行フコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ豫メ其ノ旨ヲ土地ノ所有者及占有者ニ通知スベシ

第一項ノ場合ニ於テ通常生ズベキ損害ハ同項但書ノ場合ヲ除クノ外其ノ行爲ヲ爲シタル者之ヲ補償スベシ

前項ノ規定ニ依ル補償金額ニ付協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザル

トキハ許可ヲ爲シタル地方長官之ヲ裁定ス其ノ裁定ニ對シテ不服アル者ハ其ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三月以内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ズ

第一項但書ノ場合ニ於テ通常生ズベキ損害ハ國庫之ヲ補償ス

第九條第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

本條は國立公園に關し實地調査の爲必要あるときは、他人の土地に立入ることを認むる外、目標の設置、障物物の除却等を爲すことを得せしめた規定である。之によりて國立公園の統制管理を爲す國家又は國立公園事業を經營する公共團體又は個人が、其の事業の爲に私人の所有に屬する土地物件を使用する權利を有し、私人は之を忍受すべき義務を負ひ、私人の權利は國立公園と云ふ公共施設の便益の爲に公法上の制限を受くることとなるが故に、本條の内容は公用制限の一種と言ひ得る。是れ所謂使用負擔の公用制限である。而して是等の行爲

は行爲者の利益の爲に認めたのであるから、損害を被つた者に對しては之が補償を爲すべきことを認むると共に、其の救済方法に付規定を爲し、以て私權の保護に遺憾なからしめたのである。

第一節 實地調査の爲にする土地立入其他の行爲

法第十一條の規定に依る公用制限は國立公園の實地測量其他調査の爲必要な場合に限らる。國立公園に關し實地調査の爲必要な場合とは國立公園の指定、指定後の區域變更、國立公園計畫及事業の決定、國立公園事業の執行等に關し必要ある場合を謂ふ。而して國立公園に關係ある以上、其の指定の前後を問はず本條の規定に依る土地立入其他の行爲を爲し得るのである。

國立公園の實地調査の爲にする公用制限は、測量調査の爲他人が土

地に立入り、目標を設置し又は木竹其の他の障碍物を伐採除却することを受忍する義務を其の内容とする。而して此の公用制限の義務者は土地の所有者又は占有者である。土地の占有者とは土地の上に地上権、永小作權、地役權、質權の權利を有する者を謂ふ。又此等の行爲を爲すの權利の主體は國立公園の統制管理の主體としての國家、國立公園事業の經營の主體としての公共團體又は私人である。此の權利は私人が其の主體たる場合に於ても、尙公法上の權利であつて、即ち國家的の權利が法律の根據に基づく行政行爲に依つて企業者に附與せらるゝのである。國即ち行政官廳が此の權利を有するは、直接に法律の規定に依るに反し、公共團體又は私人が此の權利を有するは法律の根據に基づく地方長官の許可に依るものである。此の許可は權利發生の條件で、其の場合が法律の定むる場合に該當することを認定し、以て企業

者の爲に使用權を成立せしむる行爲であつて、警察許可の如く單に禁止を解除する行爲ではない。此の許可行爲に依りて使用權の範圍、使用すべき土地の區域は定めらるゝのである。

本條の規定に依る土地立入其の他の行爲を爲す場合に於ては、其の行爲を爲す権利者は豫め其の旨を土地の所有者又は占有者に通知することを要する。而して通知は豫め爲すを以て足り、別に日數の制限がない。此の通知義務を行爲者に負擔せしむるは社會秩序上當然である。若し此の通知を爲さずして土地立入其の他の行爲を爲さんとする場合に於ては、土地の所有者又は占有者は當然に之を拒むの權利を有する。尙ほ此等の行爲を爲す場合に於ては、行政官廳にありては當該吏員の證票、公共團體又は私人にありては許可證を常に携帯し、關係者の請求あるときは之を提示することを要するは施行規則第二十

四條の規定する所である。

第二節 實地調査の爲にする土地立入其の他の

行爲に因る損害補償

本條の如き使用負擔の公用制限は土地物件自身に其の負擔を課せらるべき理由あるのではなくして、専ら國立公園と云ふ公共施設の利益の爲に之を課せらるゝものであるから、本法は之に依りて生ずる損失に對し完全に之を補償することを要することとしたのである。補償義務を負ふ者は行爲を爲す権利者である。即ち行爲者が行政官廳なる場合は國庫、行政官廳に非ざる者即ち公共團體又は私人なる場合は其の者に於て損害を補償する義務がある。補償請求權を有する者は土地所有者又は其の他の關係人である。補償すべき損害の範圍は

通常生ずべき損害である。通常生ずべき損害の意義は第九條に於て説明した通りである。即ち豫見し又は豫見し得べかりし損害にして社會觀念上普通に出すべきものゝ意味である。補償の手續、補償の訴に就ては行政官廳の場合に付ては、法第九條の場合に於ける國庫補償の手續、其の補償の訴と同様で、補償金額は主務大臣之を決定し、主務大臣の決定に對して不服ある者は、其の通知を受けた日より三月以内に通常裁判所に民事訴訟を提起することが出来る。行政官廳に非ざる者の場合に於ける補償金額に付ては、先づ行爲を爲す権利者と土地の所有者又は其の他の關係人との當事者間に協議を爲すべきであり、協議不調又は協議不能の場合に於ては地方長官が裁定する。尙ほ其の裁定に對して不服ある者は更に其の通知を受けた日より三月以内に通常裁判所に出訴することが出来ることになつてゐる。而して其の

裁定を申請する手續及裁定の手續に付ては施行規則第二十六條及第二十七條に規定する所がある。

第十二章 國立公園委員會の組織及權限

第十二條 國立公園委員會ノ組織及權限ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定

ム

本法に於ては内務大臣が國立公園を指定し、國立公園計畫及國立公園事業を決定するに當りては、其の重要性に鑑み處務の慎重を期せんが爲、國立公園委員會の意見を聽くことを必要としてゐる。即ち國立公園委員會は國立公園法に於ては重要なる意義を有する存在であつて、法律上諮問機關であると共に必要機關である。然して其の組織及權限に關しては別に勅令を以て之を定むることとしたのであるが、之

が勅令たる国立公園委員會官制は既に公布施行せられ、之に基き委員幹事等の任命を見たのである。即ち委員には宮内、内務、大藏、文部、農林、逓信、鐵道、拓務、各省の關係官吏の外造園、山林、動物、植物、地質、保健衛生、經濟美術等に關する各専門學者並に国立公園の發達に關係ある團體又は會社の代表者、新聞界の代表者、国立公園に理解ある民間の識者を任命せられ、名實共に權威ある国立公園委員會が成立したのである。今其の国立公園委員會官制の大略を説明すれば左の如くである。

国立公園委員會の組織は會長一名及委員四十名以内より成るが、特別の事項を調査審議する爲必要あるときは臨時委員をも置くことを得る。會長は内務大臣を以て之に充て、委員及臨時委員は關係各廳高等官又は學識經驗ある者の中より内務大臣の奏請により内閣に於て命ぜらる。尙ほ委員會の事務を處理する爲幹事及書記が置かれてあ

る。

国立公園委員會の権限は国立公園法第一條及第三條の規定に依り其の権限に屬せしめたる事項即ち国立公園の指定、国立公園計畫及国立公園事業の決定につき、内務大臣の諮問に應じ調査審議するを其の主要なるものとするも、尙ほ其の他に内務大臣を初め各關係大臣の諮問に應じて、国立公園に關する重要な事項を調査審議すると共に、国立公園に關する重要な事項に付、關係各大臣に建議することを得るのである。

第十三章 訴 願

第十三條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付行政官
應ノ爲シタル處分ニ不服アル者ハ訴願スルコトヲ得

本法ニ依リ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ル場合ニ於テハ主務大臣ニ訴

願スルコトヲ得ズ

本條の訴願は違法又は不當の行政處分に依り權利又は利益を侵害せられたりとする場合、上級行政官廳に對し之が處分の矯正を請求することを得せしめたのであつて、以て國立公園行政の適正なる運用を期したのである。訴願法は訴願事項に付限定主義を採りたるを以て、別に本法は本法又は本法に基きて發する命令に規定したる事項に付行政官廳の爲したる處分に關して、廣く之が救濟の途を開くことゝした。但し法第九條の規定に依る禁止、制限又は措置命令の場合に於ける損害補償金額の決定及第十一條の規定に依る土地立入其の他の行爲の場合に於ける損害補償金額の決定又は裁定に付ては訴願を爲すことを得ざらしめた。(法第九條第四項、第十一條第四項、第五項) 蓋し之れは司法裁判所と行政官廳との間に權限の重複を避くるの趣意に

出づるのである。

而して行政處分が違法にして之に因り權利を毀損したる場合は、當事者は本條の訴願と次條の行政訴訟と何れを選択するも自由であるべき理であるけれども、此の場合に於ては何れか一方に限ることゝせなければ、權限の重複を來し國家意思の矛盾を招く虞があるので、之を避ける爲、次條に依り行政訴訟を提起し得る場合即ち違法處分に因り權利を毀損せられたりとする場合は本條の訴願を爲すことが出來ないこととしたのである。

第十四章 行政訴訟

第十四條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付行政官廳ノ爲シタル違法處分ニ因リ權利ヲ毀損セラレタリトスル者ハ行政裁判